

「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案)に対する
市民の皆様の主な御意見と御意見に対する本市の考え方

1 「京都市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」(案) 全般について(180件)

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
① 条例(案)の方向性に関すること	161	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例案に賛成する。 	121	<p>条例の制定に向け、手続を進めるとともに、条例制定後は、着実に取組を進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の中の緑地として、できるだけ農地を残してほしい。 ・ 市街地の中に小規模でも農地等の空間があると、空気もきれいになり心にゆとりができ、生活に豊かさを感じる。 ・ 生産緑地は、緑あふれた空間の安らぎ等、地方の農地とは一味違った都市ならではの役割が多いと思う。 ・ これからは、人口が減る中、宅地を増やすより、緑を残す農地の保全に努めるべきである。 など 	18	<p>市街地内の農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、緑のオープンスペースや災害時の避難のための空間、子ども達の学習の場等の多様な機能を担っています。これらの農地が保全・活用され、自然と調和したゆとりとうるおいのある市街地の形成が図れるよう、条例の制定に向けた手続を進めてまいります。</p> <p>なお、区域の規模については、300㎡程度の規模があれば、災害時に近隣住民の一時避難場所といった機能の確保や、体験農園として身近なレクリエーションの場といった緑地機能の発揮、また、効率的な営農により一定程度の収入確保による農業の継続等が期待できることから、国において定められたものです。</p> <p>これらを踏まえ、本市における区域の規模を300㎡以上とするものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な農地を保全の対象とすることは、延焼遮断の効果が見込める等、都市防災の観点からは良いことだと思う。 ・ 雨水の貯留機能が特に大きいと思う。 ・ 防災の機能を持つとしているが、周辺住民が避難できる程の広さが確保できるとは思えない。 など 	6	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども達に農業の大切さを教えるような場所として都会の中の農地を残すべきだと思う。 ・ 地域の文化・伝統・祭事に対する場所となる大切な場所であると思う。 ・ 京野菜と言われる全国的に有名な農産物が市内で作られてきた歴史があるので、未来にわたり残してほしいと思う。 など 	7	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例により少しでも多くの農地を保持できると思うので賛成する。 ・ これまで指定されなかった農地も生産緑地に指定される可能性が高まり、より多くの農地を有効活用でき、都市農業の発展にもつながると思う。 ・ 小規模な農地が保全されることは、市民にとって農業に触れる機会が増え、より身近なものになると思う。 ・ できるだけ多くの市街化区域内農地が生産緑地指定を受け、次世代・次々世代へと受け継がれていくことを望む。 など 	9	<p>本条例の制定により、これまでより小規模であっても、営農が継続される農地が保全・活用されることで、都市農業の振興、次世代への継承につながるものと考えております。</p>

② 区域の規模に関すること	13	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 300㎡以下も指定できるようにしてほしい。 ・ 面積の制約なしで指定する方向も検討してほしい。 ・ 指定対象となる農地が増えるが、全体としては売買できる農地が残ることにならないか。 など 	13	<p>区域の規模については、生産緑地法施行令第3条の基準（300㎡以上500㎡未満の一定の規模以上の区域）に従い、その範囲内で条例を定める必要があります。</p> <p>本市ではその下限値の「300㎡以上」を採用しております。</p> <p>なお、今般の法改正に合わせ、都市計画運用指針が改定され「一団のものの区域」の取扱いが見直されており、300㎡未満の小規模な農地でも、一定の要件の下、「一団の農地」として指定できることとなっております。</p>
③ 税制面に関すること	6	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農業では税制面が大きな負担であるが、今回の条例で小規模農地の税負担がなくなることはありがたい。 ・ 生産緑地制度、特定生産緑地制度に係る税制措置の内容を早く決定してほしい。 など 	6	<p>条例制定後の基準により、新たに生産緑地に指定される農地等については、これまでと同様に税制優遇措置を受けることができます。</p> <p>なお、特定生産緑地の指定や指定の期限が延長されなかった生産緑地に係る税制措置については、今後、国において審議される予定であり、本市としても注視してまいります。</p>

2 生産緑地制度について（20件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
④ 生産緑地制度の運用に関すること	14	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域内の貴重な農地を少しでも多く残していけるような運用を希望する。 ・ 生産緑地の確保だけでなく、都市としての機能・価値の向上につながるよう制度運用してもらいたい。 ・ 相談窓口として、都市計画課、農業委員会、各振興センターのどこでも相談できるようにしてほしい。 など 	14	<p>本市では、生産緑地法及び国の「都市計画運用指針」に基づいた制度の運用を行っており、引き続き適正な運用に努めるとともに、市民の皆様に制度の趣旨や手続等について十分に御理解いただけるよう、努めてまいります。</p> <p>また、制度に係る基本的な内容については各部署において対応できるよう、今後も関係部局と連携しながら取組を進めてまいります。</p>
⑤ 生産緑地の管理に関すること	6	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な農地が分散すると、生産性が悪く管理も困難となり、農地の耕作放棄地として景観を損ねるのではないかと心配する。 ・ 長年耕作していないような農地は、草等が生え見栄えも悪く、ごみが放置される等管理がされていないためどうにかしてほしい。 など 	6	<p>生産緑地の管理については、生産緑地法第7条で「生産緑地の所有者は当該生産緑地を農地等として管理しなければならないが、必要に応じて市町村長に助言等の援助を求めることができる。」とされています。</p> <p>小規模な生産緑地が営農を継続し、農地等として適切に管理いただくよう、引き続き関係部局との連携や情報共有に努めてまいります。</p>

3 農業振興について（15件）

市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
⑥農業振興の施策に関すること	15	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例が成立しても、農業生産の環境は益々厳しくなる。新たな都市農業に対する様々な施策が必要ではないか。 ・ 京都市内に農地が存在することを「京に田舎あり」、「田舎に京あり」と表現されてきた。「京文化」の根本として、市街化区域内で京の伝統野菜をはじめとする野菜や米等が生産され続けることを望む。 ・ 高齢化で農業ができないなら市が積極的に借り上げる等して、市民が農業体験できる環境を作ってはどうか。 ・ 田畑の継承者をいかに育成するか、耕作放棄地とならないような田畑の魅力的な活用も併せて考えていただきたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	15	<p>本市では、平成28年7月に「京都市農林行政基本方針 セカンドステージ」を策定し、農林業経営の安定と向上、多様な担い手の育成をはじめ、市民農園の整備等、市民が農林業にふれる機会の創出を図ってきました。</p> <p>今後も、京の伝統野菜や新京野菜などの生産、消費拡大を更に進めるとともに、多面的機能を有する優良な農地の保全に向け、生産基盤の整備や次代を支える農業後継者が魅力を感じる施設栽培などの集約型農業を推進してまいります。</p> <p>また、市民が身近に農業に触れることができる市民農園やふれあい体験農園など多様な農業経営が展開されるよう、農林業施策の充実に努めてまいります。</p>